

平成 25 年度 事業計画

社会福祉法人 札幌肢体不自由福祉会

1 法人の基本方針

誰もが人として認められ、幸せに生きることができる社会の実現を目指すとともに、地域との結びつきを重視し、利用者及びその家族が地域住民との交流の機会が確保されるよう努めます。

また、事業運営にあたっては、常に福祉サービスを受ける側の立場に立って、個人の尊重及び自立支援を基礎に、利用者本位の良質かつ適切な福祉サービスを提供します。

2 運営理念

- (1) 重度障がい児者の尊厳を守るとともに、「利用者本位の運営」を行います。
- (2) 地域の方々との交流を深め、「社会参加の促進」を図ります。
- (3) 重度障がい児者に対する「日常生活の支援」を図ります。
- (4) 一般就労が困難な重度障がい児者に対し、「創作的活動の機会」を提供します。
- (5) 当事者団体だからこそできる「思いを形」にします。

3 理事会、評議員会及び監事監査の開催予定

- (1) 理 事 会 5月、10月、3月 (必要に応じ臨時会を開催)
- (2) 評議員会 5月、10月、3月 (必要に応じ臨時会を開催)
- (3) 監事監査 四半期ごとに実施

4 実施事業

- (1) 第二種社会福祉事業
 - ・障害福祉サービス(生活介護事業 「O・H・G(おはぎ)」)
 - ・障害福祉サービス(居宅介護事業 ヘルパーステーション「DAI-ふく」)
 - ・障害福祉サービス(重度訪問介護事業 ヘルパーステーション「DAI-ふく」)
- (2) 公益事業
 - ・地域共同作業所(小規模共同作業所 ふれあいセンター翔)

5 新会計基準への対応

平成24年4月1日から適用となった社会福祉法人会計基準(新会計基準)への移行が、平成27年3月31日までとされており、当法人の会計も新会計基準へ支障なく移行するため、事業・拠点・サービス区分並びに勘定科目の検討及び経理規程の改定などの作業を進めていきます。

平成 25 年度 事業計画

生活介護事業 O・H・G（おはぎ）

1 運営方針

利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行います。

また、利用者の家族や関係する事業所、地域、団体等との連携を図り、地域に密着した事業運営を行います。

2 支援方針及びサービス内容

利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるとともに利用者及び家族のニーズを的確に捉え、利用者個々の特性に応じた質の高いサービスを提供します。

（ 1 ） 個別支援計画の作成

利用者及び家族のニーズに沿った支援計画の作成に努め、常に支援会議の中で検討していく。

（ 2 ） 食事サービスの提供

週3回の給食提供を行う。

（ 3 ） 入浴サービスの提供

利用者個々の希望に沿った入浴の提供を行う。入浴希望者の増加に伴い、週4日の入浴日を週5日に増やして対応する。

（ 4 ） 送迎サービスの提供(送迎車両の新規購入による充実)

市内全域での、ドアツードアの送迎を行う。利用者の増加に伴い、送迎車両の不足が見込まれるため、送迎車の増車により送迎を充実させていくと同時に、ドライバーの確保に努める。

また、ドライバー会議などを行い、より良い送迎体制を目指していく。

（ 5 ） 健康管理及びバイタルチェック

（ 6 ） 創作的活動及び生産活動(布製品等の小物類の製作)、余暇活動

生きがいにつながる活動を提供していく。縫い物だけではなく、誰でもが参加できる内容の作業を取り入れていく。

月に2回、土曜日にレクレーションを行う。バラエティーに富んだ内容のレクレーションを提供していく。

（ 7 ） 身体機能及び日常生活能力の維持・向上のための支援

午後の活動の前にラジオ体操を取り入れることで、身体の緊張を和らげ、午後の活動への気持ちの切り替えを促す。

- (8) 社会参加の促進
地域での音楽会への参加など、地域との交流を深める。
- (9) 生活相談
- (10) 前各号のサービスに附帯する便宜(日常生活上必要な介護、支援、相談及び助言)

3 事業所の名称等

- (1) 名 称 生活介護事業 O・H・G (おはぎ)
- (2) 住 所 札幌市中央区北8条西23丁目2-22 イベール 823 内

4 対象者及び利用定員

- (1) 対象者 常時介護等の支援が必要な、在宅の障がい者で、障害程度区分3以上(50歳以上の場合は区分2以上)である者。
- (2) 定 員 1日 20人
- (3) 平成25年4月からの利用予定者の状況

(単位:人)

区分	週の利用日数					計
	1日	2日	3日	4日	5日	
2	0	0	0	0	0	0
3	1	0	4	0	0	5
4	1	0	0	0	4	5
5	0	3	1	4	0	8
6	12	10	3	1	3	28
計	14	13	8	5	7	46

5 営業日、営業時間及びサービス提供時間

- (1) 営 業 日 毎週 月曜日～金曜日及び第2・第4土曜日
(但し、国民の祝日・休日、お盆、年末年始は休業)
- (2) 営 業 時 間 午前8時30分～午後5時30分
- (3) サービス提供時間 午前10時～午後3時

6 利用料

障害者自立支援法の障害福祉サービス事業にかかる基準による。

その他、利用者負担金として以下の金額を徴収する。

- (1) 給食食材費 1食 200円
(食事提供体制加算の無い方については実費 1食 300円)
- (2) 入浴利用料 1回 200円(光熱水費、タオル等利用料)

(3) その他レクレーションなどの経費

7 工 賃

授産収入から経費を差し引いた利益相当分を、工賃として支払うことを原則とするが、利用者の活動意欲、通所意欲につなげるため、一定の水準を保つようにし、年度内は同額の工賃とする。

工賃の計算は、その月の作業実施日に通所した日数で計算し、月末締め、翌月 10 日払とする。

8 職員体制等

- (1) 管 理 者 1 名(常勤職員 1名)
- (2) サービス管理責任者 1名(常勤職員 1名)
- (3) 生活支援員 16 名(常勤職員 4名、非常勤職員 12 名)
- (4) 看 護 職 員 2名(非常勤職員 2名)
- (5) 医 2名(嘱託 2名)

※利用者の増加に伴い、支援方針に則ったサービスを提供していくため、生活支援員を増員する。

9 日課及び年間予定

(1) 日課予定表(1 日の流れ)

- 10:00 朝の会、水分補給
バイタルチェック
個別支援(生産活動、入浴、体力づくり、日常生活訓練)
- 12:00 昼食、歯磨き、休憩
- 13:00 個別支援(弛緩体操、入浴、生産活動、体力づくり、日常生活訓練、レクレーション、水分補給)
- 15:00 帰りの会

(2) 年間行事予定表

- | | |
|---------------|---------------|
| 4月 歓迎式 | 10月 ふれあいフェスタ |
| 5月 利用者意見交換会 | 11月 |
| 6月 合同レク(運動会等) | 12月 合同年末レク |
| 7月 郊外散策 | 1月 |
| 8月 郊外散策 | 2月 利用者意見交換会 |
| 9月 郊外散策、広報紙発行 | 3月 保護者会、広報紙発行 |

※この他に、毎月 2 回土曜日にレクレーションを行う。

10 職員研修、災害訓練等の予定

(1) 職員研修

職員の資質向上と意識の向上を図るため、日常の実践に活かせる職員研修を計画的に取り組む。

- ・採用時研修 採用後3カ月以内、社会福祉協議会の研修等を利用
- ・内部研修 年2回(年2回の個別面談を含む)
- ・外部研修 都度対応

(2) 防災計画

防災計画を作成するとともに、避難訓練等を年2回実施する。

昨年設置した避難用スロープを活用した訓練も取り入れる。

- ・施設長 総指揮
- ・事業所責任者 連絡班担当
- ・生活支援員 避難誘導班担当
- ・看護師 救助班担当

11 その他

(1) 苦情解決

利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情受付窓口の設置及び第三者委員を配置する。

(2) 個人情報保護

業務上知り得た利用者等の個人情報については、個人情報保護に関する法律等を遵守し、適正に取り扱う。

(3) 虐待(身体拘束等)防止に関する事項

利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるよう努める。

- ・虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- ・成年後見制度の利用支援
- ・職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

平成 25 年度 事業計画

居宅介護事業ヘルパーステーション DAI-ふく

重度訪問介護事業ヘルパーステーション DAI-ふく

1 運営方針

(1) 居宅介護事業所

利用者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事その他の生活全般にわたる相談・助言及び援助を適切かつ効果的に行います。

また、利用者等の居住する地区の障害福祉サービス及び保健医療サービス事業者等との連携を図り、総合的で適切な居宅介護の提供に努めます。

(2) 重度訪問介護事業所

重度の肢体不自由者であって、常時介護を要する障がい者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びにその他の生活全般にわたる相談・助言及び援助を適切かつ効果的に行います。

また、利用者等の居住する地区の障害福祉サービス及び保健医療サービス事業者等との連携を図り、総合的で適切な重度訪問介護の提供に努めます。

2 支援方針及びサービス内容

(1) 居宅介護事業所

利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立った適正な居宅介護の提供に努めるとともに利用者及び家族の合意のもとに「居宅介護計画書」を作成し、適切なサービスを提供します。

- ①居宅介護計画書の作成、評価
- ②身体介護(食事、排せつ、入浴、清拭・洗髪、衣類着脱等)
- ③通院ための乗車及び降車の介助
- ④家事援助(調理、洗濯、掃除・整理整頓、買物、関係機関との連絡等)
- ⑤日常生活の支援(常時支援を要する全身性障害者に対する日常生活支援)
- ⑥前各号に掲げる介護等に附随する相談、助言等

(2) 重度訪問介護事業所

利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、居宅において適正な介護の提供に努めるとともに、利用者及び家族の合意のもとに「重度訪問介護計画書」を作成し、適切なサービスを提供します。

- ①重度訪問介護計画書の作成、評価
- ②身体介護(食事、排せつ、入浴、清拭、洗髪、衣類着脱等)
- ③通院の介助
- ④家事援助(調理、洗濯、掃除・整理整頓、買物、関係機関との連絡等)
- ⑤日常生活の支援(常時支援を要する全身性障害者に対する日常生活支援)
- ⑥身体機能及び日常生活能力の維持・向上のための支援
- ⑦外出時における移動中の介護
- ⑧前各号に掲げる介護等に附帯する相談、助言等

3 事業所の名称等

- (1) 名称 居宅介護事業ヘルパーステーション DAI-ふく
重度訪問介護事業ヘルパーステーション DAI-ふく
- (2) 住所 札幌市中央区北8条西23丁目2-22 イベール 823 内

4 対象者

- (1) 居宅介護
在宅の障がい者で、障害程度区分が1以上(障がい児にあっては、これに相当する心身の状態)である者。
- (2) 重度訪問介護
障害程度区分が4以上で、次のいずれにも該当する者。
 - ・二肢以上に麻痺等があること。
 - ・障害程度区分の認定調査項目に「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「できる」以外である者。

5 営業日、営業時間及びサービス提供時間

- (1) 営業日 毎週 月曜日～土曜日
- (2) 営業時間 午前8時30分～午後5時30分
- (3) サービス提供日・時間 営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。また、営業日・時間以外利用は個別に対応する。

6 利用料

障害者自立支援法の障害福祉サービス事業にかかる基準による。

この他、利用者負担金として、法人所有の車(ヘルパー所有の車を含む)を利用した場合、ガソリン代を徴収する。

7 職員体制等

- (1) 管理者(兼) 1名(常勤職員 1名)
- (2) サービス管理責任者 1名(常勤職員 1名)
- (3) 居宅介護従事者 6名(常勤職員 1名、非常勤職員 5名)

8 職員研修等予定

職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとする。

- ・採用時研修 採用後3カ月以内、社会福祉協議会等の研修を取り入れる。
- ・内部研修 年2回(年2回の個別面談を含む)
- ・外部研修 都度対応

9 その他

(1) 苦情解決

利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情受付窓口の設置及び第三者委員を配置する。

(2) 個人情報の保護

業務上知り得た利用者等の個人情報については、個人情報の保護に関する法律等を遵守し、適正に取り扱う。

(3) 虐待(身体拘束等)防止に関する事項

利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるよう努める。

- ・虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- ・成年後見制度の利用支援
- ・職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

平成 25 年度 事業計画

地域共同作業所「小規模作業所ふれあいセンター 翔」

1 運営方針

在宅の重症心身障害児者に対し、身近な地域で継続的に支援の場を提供するとともに、日常生活動作や機能低下の防止等、生活リズムの確立を図ります。

また、健康及び体調管理に十分注意しながら、社会参加の促進を図ります。

2 支援方針及び支援内容

利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるとともに利用者及び家族のニーズを的確に捉え、利用者個々の特性に応じた良質で適切なサービスを提供します。

- (1) 個別支援プログラムの作成
- (2) 食事サービスの提供
- (3) 送迎サービスの提供
- (4) 健康管理及びバイタルチェック
- (5) 身体機能及び日常生活能力の維持・向上のための支援
- (6) 社会参加の促進(体調管理に留意しながら、地域に出る機会の増加を図る)
- (7) 生活相談
- (8) 前各号のサービスに附帯する便宜(日常生活上必要な介護、支援、相談及び助言)

3 地域共同作業所の名称等及び利用定員

名 称 小規模作業所ふれあいセンター 翔 定員10人
住 所 札幌市白石区米里1条2丁目4-1 コウエイビル 1F

4 対象者

原則として、市内に居住する15歳以上の在宅の障がいのある者。

5 営業日、営業時間及びサービス提供時間

- (1) 営 業 日 毎週 月曜日～金曜日
(但し、国民の祝日・休日、お盆、年末年始は休業)
- (2) 営 業 時 間 午前8時30分～午後5時30分
- (3) サービス提供時間 午前10時～午後3時

6 利用料

作業所の利用料の額は、0円とする。

ただし、利用者負担金として以下の金額を徴収する。

- (1) 給食食材費 1食 200円
- (2) その他レクレーションなどの経費

7 職員体制等

- (1) 事業所責任者(兼) 1名(常勤職員 1名)
- (2) 生活支援員 3名(常勤職員 1名、非常勤職員 2名)
- (3) 看護師(兼) 2名(非常勤職員 2名)
- (4) 医師 2名(嘱託 2名)

8 日課及び年間予定

(1) 日課予定表(1日の流れ)

10:00 朝の会、水分補給

バイタルチェック

個別支援(体力づくり、情操活動、日常生活訓練、おむつ交換)

12:00 昼食介助、口腔ケア、休憩

13:00 個別支援(入浴、体力づくり、日常生活訓練、レクリエーション、おむつ交換、水分補給)

15:00 帰りの会

(2) 年間行事予定表

4月 歓迎式

10月 ふれあいフェスタ

5月 利用者意見交換会

11月

6月 合同レク(運動会等)

12月 合同年末レク

7月 郊外散策

1月

8月 郊外散策

2月 利用者意見交換会

9月 郊外散策、広報紙発行

3月 保護者会、広報紙発行

※この他に、毎月2回土曜日にレクリエーションを行う。

9 職員研修、災害訓練等の予定

(1) 職員研修

職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとする。

- ・採用時研修 採用後3カ月以内、社会福祉協議会等の研修を取り入れる。
- ・内部研修 年2回(年2回の個別面談を含む)
- ・外部研修 都度対応

(2) 防災計画

防災計画を作成するとともに、避難訓練等を年2回実施する。

- ・事業所責任者 総指揮
- ・生活支援員 連絡班担当、避難誘導班担当

10 その他

(1) 苦情解決

利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情受付窓口の設置及び第三者委員を配置する。

(2) 個人情報の保護

業務上知り得た利用者等の個人情報については、個人情報の保護に関する法律等を遵守し、適正に取り扱う。

(3) 虐待(身体拘束等)防止に関する事項

利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるよう努める。

- ・虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- ・成年後見制度の利用支援
- ・職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

(4) 地域共同作業所の見直しを検討

地域共同作業所の生活介護事業への移行に向けて、利用者が必要とするサービスを提供しながら、事業の安定化を図ることができるよう検討する。